第３章　排出実績量の算定

（排出実績量の算定）

第12条　割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量は、第１号に掲げる量に第２号に掲げる量を加算して得た量から第３号に掲げる量を減じて得た量とする。この場合において、第１号に掲げる量の算定に当たっては、令第１条並びに施行規則第８条及び第９条の規定を準用するものとし、当該算定に必要な燃料の使用量その他算定の基礎となる量の計量に当たっては、特定計量器（計量法（平成４年法律第51号）第２条第４項に規定する特定計量器をいう。）又はこれに類する計量器により正確な数値を得られるよう、努めるものとする。

一　割当年度において排出した二酸化炭素の量（割当年度において割当てを受けた輸送手段であって、当該輸送手段の当該年度の末日における輸送能力が基準（二酸化炭素の排出量の算定の基盤が整備されていない者その他特別な配慮を必要とする者として輸送の区分ごとに経済産業大臣及び国土交通大臣が定める者を定める告示（令和８年経済産業省・国土交通省告示第１号）に輸送の区分ごとに定める輸送能力の基準をいう。）未満であるものにおいて行われる事業活動に係る二酸化炭素の量を含む。）

二　自らが創出した国内認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第１条第５号に規定する国内認証排出削減量をいう。次号において同じ。）のうち、割当年度において移転をしたＪ－クレジット制度（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量（平成22年経済産業省・環境省告示第３号）第４号に規定するＪ－クレジット制度をいう。次号において同じ。）において認証をされた量（森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証をされたもの並びにバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証をされたものを除く。）

三　次のイからヘまでに掲げる量を合算した量（ただし、第１号に掲げる量に0.1を乗じた量を上限とする。）

イ　割当年度において排出量調整無効化（調整後温室効果ガス排出量を調整する方法（平成22年経済産業省・環境省告示第４号）第２第１項第１号に規定する排出量調整無効化をいう。以下この号及び第３項において同じ。）をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量

ロ　割当年度において排出量調整無効化をした海外認証排出削減量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第１条第６号に規定する海外認証排出削減量をいい、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の一部を改正する件（令和７年経済産業省・環境省告示第１号）附則第３項の規定により海外認証排出削減量とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）

ハ　他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、割当年度において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量及び海外認証排出削減量

ニ　割当年度の翌年度の４月１日から６月30日までの期間において排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量

ホ　割当年度の翌年度の４月１日から６月30日までの期間において排出量調整無効化をした海外認証排出削減量

ヘ　他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、割当年度の翌年度の４月１日から６月30日までの期間において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量及び海外認証排出削減量

２　割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量において、前項第３号ニからヘまでの規定に基づき算出した量を用いた場合には、割当年度の翌々年度に経済産業大臣に報告する割当年度の翌年度における排出実績量において、当該用いた量を用いることはできない。

３　災害その他やむを得ない事由により、割当年度の４月１日から割当年度の翌年度の６月30日までの期間において排出量調整無効化が困難であると経済産業大臣が認める場合には、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内において排出量調整無効化をし、割当年度における排出実績量を報告することができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　別表第一の備考の④から⑥までの規定は、令和八年度から令和十二年度までの脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに限り、その効力を有する。

（検討）

第三条　経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の実施状況、諸外国の輸出産業の保護のための措置その他の我が国の国際競争力の維持又は向上に関する事項、二酸化炭素の排出に係る国内外の動向その他事情を勘案しつつ、この告示の規定の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条　経済産業大臣及び事業所管大臣は、特定事業活動の令和十二年度以降の目指すべき水準について、検討を加え、その結果に基づいて、この告示の施行後五年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

別表第１（第５条関係）

特定事業活動	算定式（単位は、トンとする。）	目指すべき水準	活動量
主務省令第２条第２項第１号の洋紙製造業におけるパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	この項の第３欄に掲げる割当年度における当該特定事業活動の目指すべき水準に当該年度における直接排出量割合（特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出（間接排出（当該特定事業活動に伴う他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出をいう。以下同じ。）を含む。）のうち当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出（間接排出を除く。）の占める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た値に、当該年度における当該特定事業活動の基準活動量を乗じて得た量	令和８年度　1.086 令和９年度　1.067 令和10年度　1.048 令和11年度　1.029 令和12年度　1.010	次の⑴から⑻までの合計量 ⑴新聞巻取紙の生産量（単位は、トンとする。以下この欄において同じ。）に1.30を乗じた量 ⑵非塗工印刷用紙の生産量に1.03を乗じた量 ⑶微塗工印刷用紙の生産量に0.969を乗じた量 ⑷塗工印刷用紙の生産量に0.761を乗じた量 ⑸情報用紙の生産量に1.07を乗じた量 ⑹包装用紙の生産量に0.803を乗じた量 ⑺衛生用紙の生産量に1.44を乗じた量 ⑻雑種紙の生産量に0.918を乗じた量